

新型コロナウイルス感染症等にかかる感染予防対策について

社会福祉法人わたり福祉会

◇介護職員初任者研修にあたり、適切な感染防止対策を講じたうえで開催させていただきます

- ①3密(密閉、密集・密接)を避ける取り組み
 - ・こまめな換気を行います(1時間に1回程度)
 - ・少人数で開講します
 - ・必要な間隔を確保します
- ②講師、事務局の対策について
 - ・自宅および講義会場での検温を実施します
 - ・マスク等の着用、手指のアルコール消毒など感染予防対策を徹底します
- ③研修会場の消毒を実施します

◇受講を希望される方は、下記の点についてご確認、ご承認の上お申し込みください

- ①体調管理に努め、自宅での検温、講義会場での検温の実施にご協力ください
 - ・風邪症状、咳、だるさ、発熱等がある場合は、事務局へ連絡の上指示に従ってください
 - ・ご本人に症状がなくても、ご家族、職場の同僚、知人など感染症が疑われる方との接触があった場合にも事務局へ連絡し指示に従ってください

※37.5℃以上(平熱が低い方は37.0℃以上)の発熱がある場合、研修への参加はお断りいたします。また症状がなくても接触等の状況により、講師、事務局の判断により研修参加をお断りさせていただく場合がございます
- ②受講中は各自でマスクを用意し着用をお願いします
- ③施設に入る際、休憩後の手指消毒にご協力ください
- ④うがい、手洗い、咳エチケット等の実施をお願いします
- ⑤席の間隔をあけて座ってください
- ⑥休憩時、対面での食事や会話をしないでください
- ⑦通学手段について、できる限り人の混む公共交通機関の利用を避けてください
- ⑧研修開始2週間前(9/11～)から研修終了まで、なるべく県外への不要不急の外出は控えてください。特に感染が流行している地域への移動、感染が流行している地域からの移動は控えてください。県外へ外出した場合、あるいは帰省等で県外から来た方と接触があった場合は事務局へ報告をお願いします
- ⑨家庭や職場、学校等で感染性胃腸炎や新型コロナウイルス感染(疑い)等の感染症のある方と接触した場合、速やかに事務局まで報告をお願いします

講師の体調不良等事業者の理由により日程や時間等内容が変更になった場合、欠席した場合、感染症等の拡大による研修の実施または継続が困難な場合の取り扱いについては、『社会福祉法人わたり福祉会 介護職員初任者研修(通信)学則』の第5条、第13条、第16条をご確認ください

【お問い合わせ】社会福祉法人わたり福祉会 介護職員初任者研修事務局 TEL024-542-8755